

香川県地域防災計画修正案の概要

【基本方針】

- 地域防災計画は、香川県の地域と県民の防災・減災対策の基本指針であり、国における防災・減災対策の検討状況や、本県の実情を踏まえて、見直しを行い、信頼・安心の香川づくりを進める。

【具体的な見直し方針】

- 令和元年に発生した災害への対応の教訓や最近の施策の進展等を踏まえて令和2年5月に修正された防災基本計画の内容を踏まえ、大規模災害への対応の充実を図る。

【主な修正内容】

防災基本計画の修正を踏まえた大規模災害への対応の充実

1 令和元年東日本台風及び房総半島台風等に係る検証を踏まえた修正

①長期停電への対応強化

- ・ 県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努めるものとする。

②被災者への物資支援の充実

- ・ 県及び市町は、被害を想定し、外部支援の時期や孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえて、食料等の確保目標を設定し、あらかじめ備蓄倉庫を確保して備蓄及び物資調達・輸送調整等支援システムを活用した在庫状況の登録に努めるとともに、輸送方法等の輸送体制の整備を図る。
- ・ 県は、被災の状況を勘案し、県内で不足する物資の数量について把握し、必要に応じて、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、国に対して調達、供給の要請を行う。

③避難所におけるホームレスの受け入れ

- ・ 市町は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努め、これらを周知するものとする。

2 最近の施策の進展等を踏まえた修正

①避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の平時からの検討、実施

- ・ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、指定避難所の収容人数を考慮し、過密抑制のため、可能な限りより多くの避難所の確保に努め、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。
- ・ 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、マスク、体温計、消毒薬剤、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。
- ・ 令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における3密の回避や生活環境の確保、開設時の感染症対策を推進し、県はこれを支援する。

- ・ 市町は、災害時に感染症の発生、拡大が見られる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、発熱等症状が出た場合の対応を含め、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

②事業者による危険物流出事故の防止対策の推進

- ・ 事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

その他の修正

①防災機能強化港及び緊急輸送路の変更

- ・ 防災機能強化港を内海港から坂手港へ変更する。
- ・ 防災機能強化港の変更に伴い、第1次輸送確保路線及び第2次輸送確保路線を変更する。

②一次（広域）物資拠点支援施設の追加

- ・ 道の駅2ヶ所を含む4施設を追加する。

③福祉避難所の収容可能数の拡充

- ・ 市町は、指定避難所内の一般の避難スペースでは生活することが困難な障害者等の要配慮者が相談や介助等の必要な生活支援が受けられるよう、福祉エリアを設けるほか、必要に応じて、社会福祉施設等の管理者との協議により、安心して生活ができる体制を整備した、福祉避難所の指定の拡充及び設置・運営マニュアルの作成に努める。

④性的少数者への配慮

- ・ 市町は、指定避難所における性的少数者への配慮を講じるよう努めるものとする。

⑤災害時多言語支援センターの設置

- ・ 県は、必要と認めるときは、災害時多言語支援センターを県内に設置し、県内外の自治体・団体等を連携して、センターの運営を行う。